

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上を図るため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」、「経営の透明性確保」、「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	56,330,000	6.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	41,147,895	4.62
ジュニパー	21,359,000	2.40
全国共済農業協同組合連合会	19,250,000	2.16
日本生命保険相互会社	17,508,030	1.97
東友会	16,731,100	1.88
東洋紡従業員持株会	13,514,959	1.52
株式会社みずほ銀行	13,393,156	1.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,214,182	1.48
株式会社三井住友銀行	13,034,820	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻村 道男	他の会社の出身者								△			
岡 豪敏	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻村 道男	○	荻村氏は、当社の取引先である住友商事株式会社の出身者であります。当社の同社に対する売上高は、直前の事業年度において当社売上高の1%未満であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社経営について、透明性および公正性の観点からアドバイスをいただくため、選任しております。また、当社買収防衛策に定める独立委員会の独立委員として選任されており、独立した立場で当社の事業を監督していただけると判断しております。
岡 豪敏	○	岡氏は、当社の買収防衛策に定める独立委員会の独立委員を平成20年6月から平成26年6月まで務めました。当社が同氏に対し支払った独立委員としての報酬は、年間1百万円と僅少であり、また、顧問弁護士としての契約関係もないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社経営について、透明性および公正性の観点からアドバイスをいただくため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5 名

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

・監査役は、会計監査人から監査計画、監査結果の報告を受けるほか、定期的に情報交換会を実施しています。
・監査役は、内部監査室より内部監査計画を含む活動状況の説明を受け、意見交換を行い、内部監査の報告および財務報告に係る内部統制評価状況の報告を受けています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鵜飼昭生	他の会社の出身者										△			
里井義昇	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鵜飼昭生	○	鵜飼氏は、当社の取引先である大阪瓦斯株式会社の出身者であります。当社の同社との取引は、その性質に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	上場会社等の監査役として監査に携わっておられ、監査役としての豊富な経験、知見等を当社の監査に反映していただくため、選任しております。また、当社買収防衛策の独立委員として選任されており、独立した立場で当社の事業を監査していただけると判断しております。
里井義昇	○	当社は、里井氏が所属する高木・里井法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結し、当該他の弁護士に顧問料等を支払っておりますが、里井氏と取引関係その他の利害関係はないため、一般株主との	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただくため、選任しております。

		間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
--	--	---------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役については、経営成績、財務体質などを勘案したうえで役員関連規定等諮問会議の答申をもとに取締役会で決定し、監査役については監査役の協議により決定しており、特別なインセンティブは必要ないと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

直前事業年度における取締役および監査役に対する報酬の総額は、取締役9名に対し、417百万円、監査役5名に対し、67百万円です。このうち、社外取締役および社外監査役に対する報酬の総額は、社外取締役1名に対し、10百万円、社外監査役2名に対し、16百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会の事務局として、経営企画室が重要案件の事前説明を行っています。
また、内部監査室の中から監査役スタッフを置き、監査役の職務を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役設置会社という形態のもと、社外取締役2名を選任し、執行役員制を導入しています。

(1) 取締役会

取締役会は社外取締役2名を含む10名で構成しております。経営環境の変化に迅速に対応し、取締役の責任を明確にするため取締役の任期は1年としています。当社の事業が多様でかつ専門的であるという特徴に鑑み、迅速で的確な意思決定を行うため、取締役会長と社外取締役を除く7名は執行役員を兼務しております。取締役会は、取締役会長が議長を務め、経営方針、経営計画などの決定や報告が行われるとともに、各取締役および執行役員の業務執行を監督しています。毎月1回、定例の取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しています。

(2) 業務執行

執行役員は、取締役を兼務する者も含め17名で構成しています。社長執行役員は、取締役社長が兼務し、統括執行役員会議の議長を務め、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された事項の決定を行うなど、効率的に業務の執行を行っています。

(3) 監査役会

監査役は、常勤2名、非常勤2名(社外監査役)の体制をとり、財務および会計に関する知見や豊富な経験を生かし、職務を執行しております。

(4) 内部監査、監査役監査および会計監査の状況

監査役は、年間の監査計画を立案し、各事業総括部、事業所等の業務監査を行うこと等を通じ、取締役の職務執行を監査するとともに、グループ監査役連絡会等、グループ会社の監査役との連携強化等を通じて、当社グループ全体の適切な内部統制構築に関する監査の充実を図っております。なお、監査役の森田盛人氏は、当社において、長年の財務、経理部門の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は内部監査担当役員を委員長とする「内部統制委員会」を設置するとともに、内部監査室を置き、グループ会社を含めた内部監査を9名で行い、内部統制の有効性評価のためのモニタリング活動を行っております。監査役は、内部監査室より内部監査計画を含む活動状況の説明を受け、意見交換を行い、内部監査の報告および財務報告に係る内部統制評価状況の報告を受けております。当社は、会社法および金融商品取引法に基づく監査を有限責任 あずさ監査法人へ委嘱しております。監査役は、会計監査人から、監査計画、監査結果の報告を受けるほか、定期的に情報交換会を実施しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士：和田 安弘、山口 義敬、池田 剛士

補助者の構成 公認会計士 20名、その他 20名 計 40名

(5) 社外取締役および社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「執行」を明確に分離して考えることにより、迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるガバナンス体制を構築しています。社外取締役は、それぞれの豊富な経験、幅広い見識を生かし、客観的立場から意見を行うことによって、当社経営について透明性及び公正性を確保する役割を担っております。また、役員関連規定等諮問会議(社外委員1名含む)を設置し、さらなる透明性と公正性の確保に努めています。当社の事業が多様かつ専門的であるという特徴から、現在のガバナンス体制が最適であると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の22日前に発送するとともに、発送日に先立って東京証券取引所および当社のウェブサイトへ掲載しています。
その他	IT機器を利用し総会時における報告内容の充実に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の決算発表後に、決算の概要、短期的、中期的な目標、当社の課題などについて取締役社長または経理部門統括取締役が報告する説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト向け決算説明会の資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東洋紡グループCSR憲章において規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置するとともに、CSRに関する取り組みについて東洋紡グループCSR憲章の中に定め、CSR報告書を年1回発行しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東洋紡グループCSR憲章の中で情報公開に関して規定をしています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制については、取締役会において以下のとおり決議し、推進しております。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組めます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「決定・監督」と「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
- ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに法務部内にコンプライアンスグループを設置し、グループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
- ・「東洋紡グループCSR憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
- ・「決定・監督」は取締役会が担当します。「業務執行」では、取締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を毎月招集します。
- ・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、業務執行報告および組織横断的な全社課題、全社プロジェクトの進捗についての報告を行うことで効率的な業務執行に努めます。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。
- ・取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」を置き、当社グループ全体にわたって各種のリスクに対応します。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の事業本部ごとに管理するとともに、経営企画室が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。
- ・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。
- ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。

b. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。
- ・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告ができるよう専用のメールアドレスを設置します。
- ・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取り扱いを行わない旨を周知徹底します。

c. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家から助言を求めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認められる場合を除き、請求に応じて支払います。

d. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議、経営会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「CSR委員会」等の重要委員会についても同様の規定を各委員会規則に明記します。

- ・監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役会を定期的に開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。

- ・監査役は、内部監査室から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

- ・反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループCSR憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的考え方については、上記1. 内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年5月8日に開催された取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を改定するとともに、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の更新を決定しました。本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決されております。

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行方を強行する動きも見受けられ、a. 対象会社に対し高値買取の要求を狙う買収である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなどして会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合、b. 株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合、c. 株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買収である場合、d. 対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれのある買収である場合等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。したがって、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、このような行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

（2）基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、明治15年に紡績会社として創立され、昭和2年に化学繊維事業を開始し、昭和30年代に合成繊維市場に参入しました。昭和40年代からは現在のスペシャルティ事業の中核であるフィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等へ展開・拡大してきました。130余年の歴史を通じて、当社は、重合、変性、加工、バイオのコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。これらの特長こそが当社の強みであり、その源泉は、人材にあると考えています。今後の成長、企業価値向上においては、引き続き「技術力強化と人材育成」を基本に据えたマネジメントを進めます。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と「利害関係者からの信用・評価を含めた社会的価値」の両方で構成されると考えており、これら両面から企業価値を高めてまいります。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

a. 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

b. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

（4）本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランは、以下の理由により、上記（1）の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- 株主意思を重視するものであること
- 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
- 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
- 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.toyobo.co.jp/>）に掲載されている平成26年5月8日付「会社の支配に関する基本方針の改定および当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の更新に関するお知らせをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 情報開示の基本方針

当社は、コーポレートコミュニケーションのあり方として、「公正性、公平性に留意し、適時、適切な情報開示に努めるとともに、活発なコミュニケーションを図る」ことを基本方針としています。その中で、a.社会的責任(説明責任)としての情報開示、b.企業価値を毀損しないためのコミュニケーション、に心掛けています。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、コーポレートコミュニケーション室長を情報取扱責任者と定め、情報開示の担当を広報グループとしています。決算(含む業績予想)等に関する事項を分掌する部門は「財務部、経理部」、経営の基本方針に関する事項を分掌する部門は「経営企画室」、組織運営等に関する事項を分掌する部門は「人事労政部」、株式関係、証券取引所に関連する事項を分掌する部門は「法務部」としています。それぞれの担当部門より提案された重要事項については、「常務執行役員会議」を経て、「取締役会」で決定をしたうえで速やかに適時開示を行っています。なお、決定事実に関する提案については、「企画審議会」「管理審議会」において、事前審議をした上で「常務執行役員会議」へ提案を行っています。また、当社が公式に情報提供していない事項について意図しない新聞報道等がなされた場合に、できる限り速やかに証券取引所を通じて株主、投資家等への情報開示を行うための初期対応を定めています。

(3) 情報開示の方法

当社の情報開示は、有価証券報告書等の提出、証券取引所への登録、プレスリリースの配布、当社ウェブサイトへの掲載、のいずれかまたは複数の方法にて行っています。

(4) 会社情報の管理に係るモニタリング

適時開示業務が適正かつ妥当に行われているか事前に複数の部署で点検し、かつ年に1度、監査役による監査を実施しています。

(5) その他

従業員の情報管理教育については、コンプライアンスマニュアルや情報取扱管理に関する規程などに定め、周知、啓発に努めています。

以上

【コーポレート・ガバナンス体制図】

